

香川県警察本部公告第 176 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項、第114条の2の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 8 年 10 月 9 日

香川県警察本部長



日時	令和 8 年 10 月 28 日 午前 10 時 00 分	
場所	高松市郷東町 587 番地 138 香川県警察本部交通部運転免許課聴聞室	
番号	被聴聞者の氏名又は名称	被聴聞者の住所又は居所
	対象者には別途通知済み	